

# 仙台市立病院広告掲載要綱

(平成 23 年 6 月 29 日病院事業管理者決裁)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、仙台市立病院（以下「病院」という。）が所有する資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、病院の新たな財源を確保し、医療の質及びサービスの向上に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる病院が所有する資産のうち掲載等が可能なもの。

イ 病院のホームページ

ロ 病院が作成した印刷物

ハ その他広告媒体として活用できる病院が所有する資産で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(2) 掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

## (広告掲載等の決定及び基準等)

第 3 条 管理者は、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査し、掲載等の可否を決定しなければならない。

(1) 掲載等をする広告は、病院としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと

(2) 屋外広告（仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第 4 号）第 8 条に定める許可を要するものに限る。以下同じ。）の内容及びデザインについては、杜の都の風土を育む景観条例（平成 7 年仙台市条例第 5 号）を遵守し、美観風致を阻害するものであってはならないこと

(3) 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）を営む者の広告については、掲載等をさせてはならないこと

イ 法令又は本市の条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等

ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等

ハ その他社会的な信頼性及び公平性を損なうと管理者が判断した事業等

(4) 次に掲げる内容の広告については、掲載等をさせてはならないこと

イ 法令又は本市の条例で禁止された事物を扱う広告

ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な広告

- ハ その他社会的な信頼性及び公平性を損なうと管理者が判断した広告
- 2 前項に規定する判断基準の細目については、管理者が別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 掲載等を行う広告媒体は、管理者が定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに管理者が定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、管理者が定める。

(委員会)

第7条 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査を行うため、委員会を置く。

- 2 委員長及び委員は、管理者が指名する者とする。
- 3 委員長は、会議を主宰するとともに、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する者とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項に定める場合のほか、委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課・科（課相当の室を含むものとする。）の長を、臨時の委員として加えることができる。
- 6 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課・科の長（課相当の室を含むものとする。）を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。

附 則 (平成24年10月30日改正)

この改正は、平成24年12月3日から実施する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。